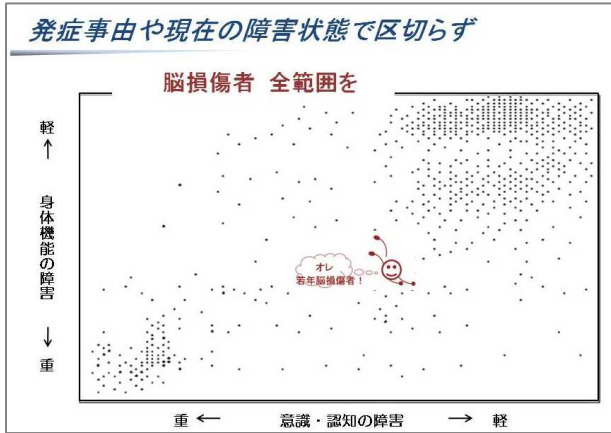


# おわりに

若年脳損傷者ネットワーク代表 宮下 静香

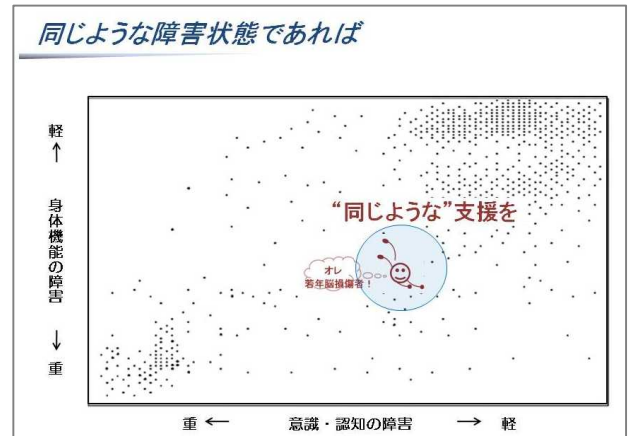
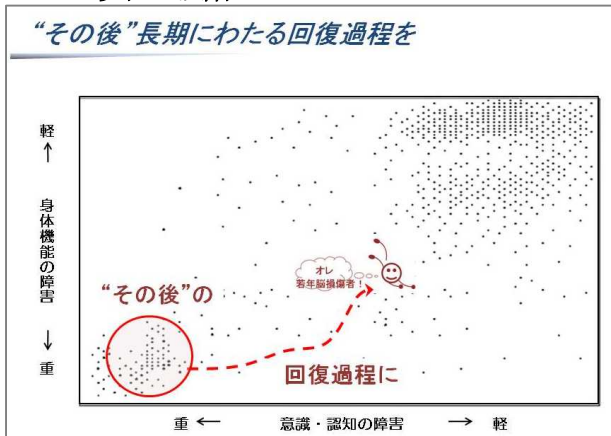
## I. 最初の段階



2006年長野県「脳損傷による後遺障害実態調査」の結果は、発症原因や現在の障害状態で対象者を区別する『前に』、まず脳損傷という最も大きな全体集合に目を向けるべきことを示唆しています。限定された範囲への支援が断片的に繰り返されると、さらなる谷間にこぼれ落ちる『誰か』をつくり出していくからです。

2010年大分県「重症脳損傷者実態調査」のように、重篤な脳損傷に陥った“その後”に意識を向ければ、そこには若年脳損傷者と回復過程が見えてきます。最初の支援とはまず、あなたのとりにいる若年脳損傷者に気づいていただくことなのです。

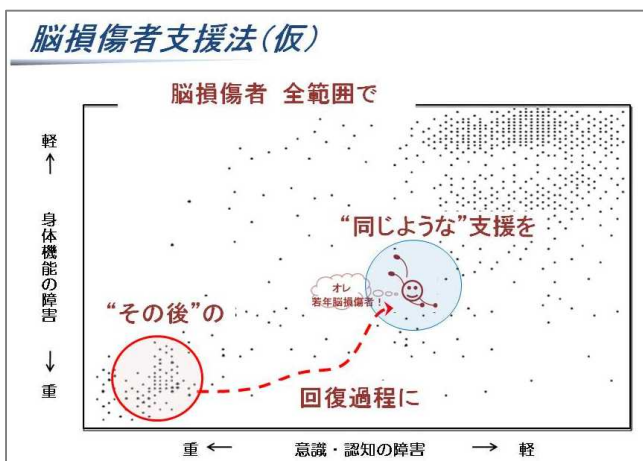
## II. 現在の段階



## III. これからの段階

脳損傷者に対する支援に関しては、次の二つの視点が必要です。

- ① 同じような障害があったとしても、脳損傷に起因する場合と、他の原因による場合とでは、必要とする支援の内容が異なること。
- ② 脳損傷に起因する障害がある場合には、その原因や年齢にかかわらず、基本的には同様の支援が必要とされていること。



現在の法制度を、この二つの視点で判定すれば、残念ながら、まるで不完全です。介護者が脳損傷者に対する総合的な支援策を望んでも、医療福祉関係者が努力しても、法制度そのものの基本的な考え方に問題がある現状では、結果として断片的で矛盾のある対策にならざるを得ません。

脳損傷というアクシデントの“その後”全体を援護するためには、脳損傷そのものに正面から向かい合った法律が必要なのです。

(了)